

越谷市公告

一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年3月6日

越谷市長 福田 晃

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

越谷市斎場残骨灰売渡（単価契約）

(2) 場所

越谷市斎場 越谷市大字増林3989番地1

(3) 契約期間

契約締結の日から令和9年（2027年）3月31日まで

(4) 売渡物件の発生する期間

令和8年（2026年）4月1日から令和9年3月31日まで

(5) 仕様

越谷市斎場残骨灰売渡（単価契約）実施要領及び仕様書のとおり

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たすときは、入札に参加することができる。

- (1) 令和2年度から令和6年度の間、国又は地方公共団体と残骨灰の処理に関する契約を2件以上締結し、かつ、これをすべて誠実に履行した者であること。

- (2) 入札に参加できる者の形態は、単体であること。
- (3) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がない者であること。
- (4) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 入札参加申込書の提出期限の日から契約締結までの間、越谷市の契約に係る指名停止等の措置要綱（平成30年告示第349号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (6) 入札参加申込書の提出期限の日から契約締結までの間、越谷市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成9年告示第8号）に基づく指名除外措置又はこれに準ずる措置を受けていない者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体及びその構成員並びにこれらの者からの委託を受けた者でないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (10) 国税、都道府県税及び市町村税に未納がないこと。

3 越谷市斎場残骨灰売渡（単価契約）実施要領等の配布日時及び方法

- (1) 配布日時
令和8年3月6日（金）午前8時30分から
- (2) 配布方法
越谷市ホームページ

4 現場説明会

行わない。

5 一般競争入札参加申込書の提出期間、提出先及び提出方法

(1) 提出期間

令和8年3月18日（水）午前8時30分から

同月24日（火）午後5時まで

(2) 提出先

越谷市市民協働部市民課総務担当

(3) 提出方法

電子メール（提出期間内必着）

6 入札書の提出期間、提出先及び提出方法

(1) 提出期間

令和8年3月25日（水）から

同年4月1日（水）午後5時まで

(2) 提出先

越谷市市民協働部市民課総務担当

(3) 提出方法

郵送（提出期間内必着）

7 入札に関する注意事項

(1) 入札参加者は、越谷市斎場残骨灰売渡（単価契約）実施要領を熟知のうえ、入札をしなければならない。

(2) 入札参加者は、越谷市斎場残骨灰売渡（単価契約）実施要領において定める市指定の入札書に必要事項を記入し、氏名又は法人名を記名押印のうえ、越谷市斎場残骨灰売渡（単価契約）実施要領記載の方法

により提出しなければならない。

- (3) 入札した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 一般競争入札参加申込書を提出していない者のした入札
- (2) 入札参加資格のない者がした入札
- (3) 指定された様式以外の入札書による入札
- (4) 入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 入札金額を訂正した入札書による入札
- (6) 記載事項（入札金額を除く）を訂正した場合において、その箇所に押印のない入札書による入札
- (7) 押印された印影が明らかでない入札書による入札
- (8) 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札
- (9) 2通以上の入札書を提出した者がした入札
- (10) 他人の代理を兼ね又は2以上の代理をした者がした入札
- (11) 指定された方法以外により提出された入札
- (12) 提出期間外に提出先に到達した入札
- (13) 入札書が不備である者がした入札
- (14) その他入札に関する条件に違反し、又は不正な行為があった入札

9 入札保証金 免除

10 開札日時及び開札場所

- (1) 開札日時

令和8年4月2日（木）午前10時

(2) 開札場所

越谷市役所第三庁舎 5階会議室 6

11 落札候補者の選定

売渡予定価格（単価）以上の金額をもって入札した者のうち最も高い金額（単価）をもって有効な入札を行ったものを落札候補者とする。なお、落札候補者となるべき同価格の有効な入札をした者が複数いた場合は、当該入札者により、くじで落札候補者を選定する。

12 落札者の決定方法

(1) 資格確認書類の提出

落札候補者は、落札候補者として決定を受けた日の翌日から起算して7日（ただし、日曜日、土曜日等越谷市の休日を定める条例（平成4年条例第14号）に規定する市の休日を除く。）以内に資格確認書類の提出に応じなければならない。なお、期限までに提出がないときは、落札候補者のした入札は無効とする。

(2) 落札者の決定

落札候補者が入札参加資格要件を満たしていることを確認した場合は、落札者として決定し、その旨通知する。落札候補者が資格なしとなった場合は、次の入札価格の高い者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで審査を行う。

13 売渡契約の締結

(1) 落札者は、売渡契約の締結に応じなければならない。

(2) 契約の締結及び履行に関する費用については、全て落札者の負担とする。

(3) 売渡契約は、入札参加者名で行う。

- (4) 契約を締結するまでの間に、落札者が指名停止若しくはこれに準ずる措置を受けた場合又は越谷市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく排除措置を受けた場合は、契約を締結しないものとする。この場合、越谷市は一切の損害賠償の責を負わない。

14 契約保証金

免除。ただし、契約締結後、売渡物件の受渡開始前までに、仕様書に規定する売渡金（概算）を納付すること。売渡金（概算）は、指定金融機関等で期日までに納付するものとする。

15 異議の申立て

入札参加者は、入札後、公告、越谷市斎場残骨灰売渡（単価契約）実施要領等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

16 入札の変更又は中止

災害その他やむを得ない理由があるときは、入札の方法を変更し、又は入札を中止することがある。

17 問合せ

越谷市市民協働部市民課総務担当

電話 048-963-9152